平成２１年（フ）第６８５号
堺市東区日置荘西町３丁14番18号
債務者　中村　圭子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６９０号
堺市堺区浅香山町３丁５番20―401号
債務者　東　　健二
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７０２号
堺市東区南野田145番地４　雇用促進住宅５棟109号
債務者　南　　義男
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７０３号
堺市東区南野田145番地４　雇用促進住宅５棟109号
債務者　南　　恵美
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７２１号
堺市堺区大浜北町３丁10番14号　安井文化106号、前住所堺市堺区三宝町３丁166番地22
債務者　奥村　節男
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７２４号
堺市美原区南余部275番地55
債務者　西山達二こと　趙　　達二
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７３０号
大阪府河内長野市南ヶ丘８番15号
債務者　鈴木　正樹
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７３５号
堺市西区草部1009番地10棟105号
債務者　和田千恵子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７３８号
堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁22番29号
債務者　松尾　育子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７４０号
堺市中区小阪西町３番16号　グリーンハイツ203号
債務者　鳥越　　勇
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７５６号
堺市堺区一条通９番23号
債務者　細川　武則
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７５８号
堺市北区野遠町472番地
債務者　山田　文子（旧姓犬山）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７６１号
堺市中区八田寺町291番地186
債務者　上野　早苗
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７６４号
堺市堺区緑ヶ丘南町４丁２番１―106号
債務者　千葉　紀夫
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６００号
福岡県前原市大字神在209番地の35
債務者　安部　　麗（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７４８号
福岡市東区水谷２丁目20番21―208号
債務者　園田真理子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８２１号
福岡市早良区小田部４丁目６番２号
債務者　岸谷松太郎
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８６３号
福岡市中央区赤坂３丁目１番26号
債務者　米原　光栄
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部